

# 県立水戸工業高等学校 新棟整備事業

## 事業契約書（案）

茨城県教育委員会

# 事業契約書

- 1 事業名 県立水戸工業高等学校新棟整備事業
- 2 事業場所 茨城県水戸市元吉田町 1101（要求水準書に明示する範囲）
- 3 事業期間 茨城県議会の議決のあつた日の翌日から令和 10 年 10 月 31 日まで

- 4 契約金額 金 円  
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円） -

- 5 契約保証金 第 11 条のとおり

上記の事業（以下「本事業」という。）について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によつて公正な事業契約を締結し、信義に従つて誠実にこれを履行するものとする。

- 6 解体工事に要する費用等 別紙のとおり
  - (1) 解体工事に要する費用
  - (2) 再資源化等に要する費用
  - (3) 分別解体等の方法
  - (4) 再資源化等をする施設の名称及び所在地 別紙のとおり

- 7 建設発生土の搬出先等  
建設発生土の搬出先については募集要項等に定めるとおり

この契約締結の証として本書●通を作成し、当事者記名押印のうえで、各自 1 通を保有する。

なお、この契約は、次の特約条項を付して仮契約として締結されるものであり、この契約についての議会の議決がなされた時は、これを本契約とする。

## （特約条項条文）

この契約は、この契約が議会において議決された場合には本契約として成立するものとし、又は、否決された場合には締結しなかつたものとし、かつ、この場合において受注者にこのことにより損害を生じた場合においても、県は一切その賠償の責に任じない。

令和     年     月     日

発注者

住所 茨城県水戸市笠原町 978 番 6  
氏名 茨城県教育委員会教育長    ○○    ○○    印

受注者

代表企業  
住所  
氏名

構成企業  
住所  
氏名

構成企業  
住所  
氏名

構成企業  
住所  
氏名

構成企業  
住所  
氏名

構成企業  
住所  
氏名

## 目 次

### 第1章 用語の定義

|            |   |
|------------|---|
| 第1条（用語の定義） | 1 |
|------------|---|

### 第2章 総則

|                              |   |
|------------------------------|---|
| 第2条（目的）                      | 2 |
| 第3条（公共性及び民間事業の趣旨の尊重、協力義務）    | 2 |
| 第4条（本事業遂行の方針）                | 2 |
| 第5条（工程表）                     | 2 |
| 第6条（本事業の着手）                  | 2 |
| 第7条（事業期間・業務完了・対価または契約金額の支払い） | 2 |
| 第8条（保険等）                     | 3 |
| 第9条（秘密保持）                    | 3 |
| 第10条（代表企業及び構成企業）             | 3 |
| 第11条（契約の保証）                  | 3 |
| 第12条（権利義務の譲渡等）               | 4 |
| 第13条（著作権の譲渡等）                | 5 |
| 第14条（特許権等の使用）                | 5 |
| 第15条（意匠の実施の承諾等）              | 5 |
| 第16条（監督員）                    | 6 |
| 第17条（統括責任者）                  | 6 |

### 第3章 設計その他各業務

|                                |    |
|--------------------------------|----|
| 第18条（建設等業務及び情報ネットワーク環境構築業務の施工） | 7  |
| 第19条（一括委任又は一括下請負の禁止）           | 7  |
| 第20条（監督員の立会い及び工事記録の整備等）        | 7  |
| 第21条（設計貸与品等、支給材料及び貸与品）         | 8  |
| 第22条（工事用地の使用等）                 | 9  |
| 第23条（設計管理技術者及び主任担当技術者）         | 9  |
| 第24条（事前調査）                     | 9  |
| 第25条（許認可及び届出等）                 | 10 |
| 第26条（履行報告）                     | 10 |
| 第27条（設計等業務に係る提出及び確認）           | 10 |
| 第28条（現場代理人及び監理技術者等）            | 10 |
| 第29条（下請負人の健康保険等加入義務等）          | 11 |
| 第30条（工事材料の品質及び検査等）             | 11 |
| 第31条（工事監理）                     | 12 |
| 第32条（工事監理業務に係る提出及び確認）          | 12 |
| 第33条（情報セキュリティ 情報ネットワーク環境構築業務）  | 13 |

### 第4章 不可抗力事由又は法令改正等による契約内容の変更等

|                                        |    |
|----------------------------------------|----|
| 第34条（業務関係者に関する措置請求）                    | 13 |
| 第35条（募集要項等、事業提案書と設計業務の内容が一致しない場合の修補業務） | 13 |
| 第36条（募集要項等及び事業提案書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等）   | 14 |
| 第37条（条件変更等）                            | 14 |
| 第38条（募集要項等の変更）                         | 15 |
| 第39条（本事業に係る受注者の提案）                     | 15 |
| 第40条（本事業の中止）                           | 15 |
| 第41条（著しく短い事業期間の禁止）                     | 16 |
| 第42条（受注者の請求による事業期間の延長）                 | 16 |
| 第43条（発注者の請求による事業期間の短縮等）                | 16 |

|                                    |    |
|------------------------------------|----|
| 第 44 条（事業期間の変更方法）                  | 16 |
| 第 45 条（契約金額の変更方法等）                 | 17 |
| 第 46 条（賃金又は物価の変動に基づく契約金額の変更）       | 17 |
| 第 47 条（臨機の措置）                      | 18 |
| 第 48 条（一般的損害）                      | 18 |
| 第 49 条（第三者に及ぼした損害）                 | 18 |
| 第 50 条（不可抗力による損害）                  | 19 |
| 第 51 条（法令変更への対応）                   | 20 |
| 第 52 条（法令変更を受けての協議）                | 20 |
| 第 53 条（法令変更による契約解除）                | 20 |
| 第 54 条（契約金額の変更に代える募集要項等及び事業提案書の変更） | 21 |
| <b>第 5 章 契約金額の支払</b>               |    |
| 第 55 条（検査及び引渡し）                    | 21 |
| 第 56 条（契約金額の支払）                    | 22 |
| 第 57 条（部分使用）                       | 22 |
| 第 58 条（前金払及び中間前金払）                 | 22 |
| 第 59 条（保証契約の変更）                    | 24 |
| 第 60 条（前払金の使用等）                    | 24 |
| 第 61 条（部分払）                        | 24 |
| 第 62 条（部分引渡し）                      | 25 |
| 第 63 条（債務負担行為に係る契約の特則）             | 26 |
| 第 64 条（債務負担行為に係る契約の前金払及び中間前金払の特則）  | 26 |
| 第 65 条（債務負担行為に係る契約の部分払の特則）         | 27 |
| 第 66 条（第三者による代理受領）                 | 27 |
| 第 67 条（前払金等の不払に対する事業中止）            | 27 |
| <b>第 6 章 契約の終了等</b>                |    |
| 第 68 条（契約不適合責任）                    | 28 |
| 第 69 条（契約不適合責任期間等）                 | 28 |
| 第 70 条（発注者の任意解除権）                  | 29 |
| 第 71 条（発注者の催告による解除権）               | 29 |
| 第 72 条（発注者の催告によらない解除権）             | 30 |
| 第 73 条（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）   | 32 |
| 第 74 条（公共工事履行保証証券による保証の請求）         | 32 |
| 第 75 条（受注者の催告による解除権）               | 32 |
| 第 76 条（受注者の催告によらない解除権）             | 32 |
| 第 77 条（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）   | 33 |
| 第 78 条（解除に伴う措置）                    | 33 |
| 第 79 条（発注者の損害賠償請求等）                | 34 |
| 第 80 条（談合等不正行為があつた場合の違約金等）         | 35 |
| 第 81 条（受注者の損害賠償請求等）                | 36 |
| <b>第 7 章 その他</b>                   |    |
| 第 82 条（関連工事の調整）                    | 36 |
| 第 83 条（賠償金等の徴収）                    | 36 |
| 第 84 条（あつせん又は調停）                   | 37 |
| 第 85 条（仲裁）                         | 37 |
| 第 86 条（相殺）                         | 37 |
| 第 87 条（情報通信の技術を利用する方法）             | 37 |
| <b>第 8 章 雑則</b>                    |    |
| 第 88 条（請求、通知等その他）                  | 37 |
| 第 89 条（定めのない事項）                    | 38 |
| 第 90 条（準拠法）                        | 38 |
| 第 91 条（管轄裁判所）                      | 38 |

## 第1章 用語の定義

(用語の定義)

第1条 この契約において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 募集要項等 本事業の実施に関して発注者が作成し、令和8年10月20日に公表した募集要項、要求水準書、審査基準書、様式集その他資料の総称をいう。
- (2) 事業提案書 受注者が、募集要項等に従い発注者に対して提出した、本事業に関する提案書をいう。
- (3) 本施設 この契約に基づき受注者が整備する校舎、外構（渡り廊下等）等をいい、詳細は募集要項等及び事業提案書による。
- (4) 本事業 本施設等の整備に係る次の事業をいう。
  - ア 既存施設の解体撤去に関する設計、既存施設の解体撤去及びその関連業務をいい、詳細は募集要項等及び事業提案書による。
  - イ 本施設及び什器備品の設計、建設工事、什器備品調達、情報ネットワーク設備等の調達・設置・環境構築・設定、工事監理並びにその関連業務をいい、詳細は募集要項等及び事業提案書による。
  - ウ 本施設、什器備品及び情報ネットワーク設備等の発注者への引渡し及びその関連業務をいい、詳細は募集要項等及び事業提案書による。
- (5) 特許権等 特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令に基づき保護される無体財産権をいう。
- (6) 不可抗力 暴風、豪雨、洪水、高潮、雷、地滑り、落盤、地震その他の自然災害又は戦争、テロリズム、放射能汚染、火災、騒擾、騒乱、暴動その他の人為的な現象若しくは疫病のうち、通常、予見可能な範囲外のもの（募集要項等及び設計図書で水準が定められている場合にはその水準を超えるものに限る。）などであつて、発注者及び受注者の責めに帰することができない事由をいう。
- (7) 法令 法律、政令、省令、条例、規則等をいう。
- (8) 設計等業務 本事業に係る設計業務並びに当該設計業務に附随する測量、地質調査、工事監理その他募集要項等に定める業務をいう。
- (9) 建設等業務 本事業に係る建設工事及び什器備品等整備、その他募集要項等に定める業務をいう。
- (10) 情報ネットワーク環境構築業務 本事業に係る情報ネットワーク設備等の調達・設置・環境構築・設定、その他募集要項等に定める業務をいう。
- (11) 情報ネットワーク設備等 本事業において調達される情報ネットワーク機器、配線等の資機材をいう。
- (12) 代表企業 受注者のうち、募集要項等に基づき本事業を統括し、発注者と総合調整を行う企業として選定された者をいう。
- (13) 構成企業 受注者のうち、代表企業以外の者をいう。ただし、代表企業が、募集要項等又は事業提案書に基づき、構成企業が担うべき業務の一部を自ら実施する場合には、当該業務に関する限り、代表企業を構成企業に含むものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、この契約に使用される用語で、その定義についてこの契約に別段の定めのないものは、募集要項等の用例によるものとする。

## 第2章 総則

### (目的)

第2条 発注者及び受注者は、この契約に基づき、募集要項等及び事業提案書の内容に従い、本事業を履行しなければならない。

### (公共性及び民間事業の趣旨の尊重、協力義務)

第3条 受注者は、本事業が、学校の校舎等を対象として行われる事業であつて、高度の公共性を有すること及び発注者が学校の校舎等の管理者の立場であることを十分理解し、本事業の実施に当たり、その趣旨を尊重する。

2 発注者は、本事業が民間の企業によつて実施されることを十分に理解しその趣旨を尊重する。

3 受注者は、発注者が本事業に関し、産業イノベーション人材育成等に資する高等学校等教育改革促進事業などの申請、実績報告などを行う場合又は許認可等の取得又は届出等を行う場合は、当該手続に必要な資料の提出、技術的協力及び書類作成業務その他発注者が必要とする事項について、受注者の費用負担にて、協力するものとする。

### (本事業遂行の方針)

第4条 この契約、募集要項等及び事業提案書の各書類との間に齟齬がある場合、その適用における優先順位は、この契約、募集要項等、事業提案書の順序とする。ただし、事業提案書の水準が要求水準書で示された水準を超えている場合には、当該部分については、事業提案書の記載が優先する。

### (工程表)

第5条 受注者は、この契約締結後7日以内に、設計図書に基づいて、工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。

2 工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

### (本事業の着手)

第6条 受注者は、茨城県議会の議決のあつた日の翌日から本事業に着手しなければならない。

### (事業期間・業務完了・対価または契約金額の支払い)

第7条 受注者は、本事業をこの契約書に記載の事業期間内にそれぞれ完成し、又は実施し、本施設、什器備品及び情報ネットワーク設備等並びに募集要項等に示す設計図書等及び完成図書等（以下総称して「事業目的物」という。）を発注者に引き渡すものとし、発注者は、契約書の記載に従い、その契約金額（以下「契約金額」という。）を支払う。

(保険等)

第8条 受注者は、本施設、什器備品、情報ネットワーク設備等、工事材料（支給材料を含む。以下この条において同じ。）等に関して、募集要項等で定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。）に付さなければならない。

2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。

3 受注者は、本施設、什器備品、情報ネットワーク設備等及び工事材料等に関して第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

(秘密保持)

第9条 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならず、かつ、この契約の履行以外の目的に使用してはならない。

(代表企業及び構成企業)

第10条 代表企業は、本事業の遂行に関し、受注者を代表して発注者との連絡、調整、協議、通知の受領その他この契約に基づく行為を行うものとする。

2 各構成企業は、代表企業に対し、この契約に基づく契約金額その他発注者が受注者に支払う一切の金員の請求及び受領に関する権限を委任し、代表企業はこれを受任するものとする。

3 発注者は、契約金額及び前払金、中間前払金、部分払金、部分引渡しに係る契約金額その他この契約に基づき受注者に支払う一切の金員を、代表企業の指定する口座に支払うものとする。

4 前項の規定に基づき発注者が代表企業に支払を行ったときは、当該支払をもって、発注者の受注者に対する当該金員に係る支払債務は全て履行されたものとする。

5 受注者は、この契約が有効である間、発注者の事前の書面による承諾なく、第2項に規定する委任を解除し、取り消し、又は変更してはならない。

6 代表企業が受領した金員の各構成企業への配分その他受注者内部における精算については、受注者の責任において行うものとし、発注者はこれに関与せず、責任を負わない。

(契約の保証)

第11条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。この場合において、第5号の規定による履行保証保険契約を締結するときは、当該契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払の保証を内容とする銀行

その他発注者が確実と認める金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社（第 58 条（前金払及び中間前金払）及び第 59 条（保証契約の変更）において「保証事業会社」という。）の保証

- (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
- (5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

- 2 受注者は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であつて、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。
- 3 第 1 項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第 5 項及び第 6 項において「保証の額」という。）は、契約金額の 10 分の 1 以上としなければならない。
- 4 受注者が第 1 項第 3 号から第 5 号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は、第 79 条（発注者の損害賠償請求等）第 3 項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。
- 5 契約金額の増額変更があつた場合には、保証の額が変更後の契約金額の 10 分の 1 に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができる。
- 6 契約金額の減額変更があつた場合には、保証の額が変更後の契約金額の 10 分の 1 に達するまで、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

#### （権利義務の譲渡等）

- 第 12 条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 受注者は、事業目的物、工事材料（工場製品を含む。以下同じ。）のうち第 30 条（工事材料の品質及び検査等）第 2 項の規定による検査に合格したもの及び第 61 条（部分払）第 4 項の規定による発注者の確認を受けたもの並びに工事仮設物を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
  - 3 受注者が前払金の使用や部分払等によつてもなお本事業の実施に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の契約金額債権の譲渡について、第 1 項ただし書の承諾をしなければならない。
  - 4 受注者は、前項の規定により、第 1 項ただし書の承諾を受けた場合は、契約金額債権の譲渡により得た資金を本事業の実施以外に使用してはならず、またその用途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

（著作権の譲渡等）

第 13 条 受注者は、事業目的物が著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物（以下本条において「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡する。

2 発注者は、事業目的物が著作物に該当するとしないとにかかわらず、当該事業目的物の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができる。また、当該事業目的物が著作物に該当する場合には、受注者が承諾したときに限り、既に受注者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。

3 受注者は、事業目的物が著作物に該当する場合において、発注者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意する。また、発注者は、事業目的物が著作物に該当しない場合には、当該事業目的物の内容を受注者の承諾なく自由に改変することができる。

4 受注者は、事業目的物（業務を行う上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するとしないとにかかわらず、発注者が承諾した場合には、当該事業目的物を使用又は複製し、また、第 9 条（秘密保持）の規定にかかわらず当該事業目的物の内容を公表することができる。

5 発注者は、受注者が事業目的物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第 10 条第 1 項第 9 号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース(著作権法第 12 条の 2 に規定するデータベースの著作物をいう。)について、受注者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

（特許権等の使用）

第 14 条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となつている履行方法、工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその履行方法、工事材料、施工方法等を指定した場合において、募集要項等に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかつたときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

2 受注者は、情報ネットワーク設備等に第三者が権利を有するソフトウェア、ライセンスその他の権利が含まれる場合には、発注者が本事業の目的に必要な範囲でこれらを適法かつ継続して利用するために必要な権利を確保し、その利用条件、利用期間、更新方法その他必要な事項を発注者に明示しなければならない。

（意匠の実施の承諾等）

第 15 条 受注者は、自ら有する登録意匠（意匠法（昭和 34 年法律第 125 号）第 2 条第 3 項に定める登録意匠をいう。）を設計に用いるときは、発注者に対し、事業目的物によつて表現される構造物又は事業目的物を利用して完成した構造物（以下「本件構造物等」という。）に係る意匠の実施を無償で承諾するものとする。

- 2 受注者は、本件構造物等の形状等に係る意匠法第3条に基づく意匠登録を受ける権利を発注者に無償で譲渡するものとする。

(監督員)

第16条 発注者は、監督員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。

監督員を変更したときも同様とする。

- 2 監督員は、この契約の他の条項に定めるもの及びこの契約に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、この契約に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

- (1) この契約の履行についての受注者に対する指示、承諾又は協議
- (2) この契約の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答
- (3) 本事業の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他この契約の履行状況の調査
- (4) 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾
- (5) 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工の状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）

- 3 発注者は、2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあつては、それぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの契約に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあつては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

- 4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

- 5 発注者が監督員を置いたときは、この契約に定める催告等については、募集要項等及び事業提案書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもつて発注者に到達したものとみなす。

- 6 発注者が監督員を置かないときは、この契約に定める監督員の権限は、発注者に帰属する。

(統括責任者)

第17条 受注者は、本事業全体を統括し、発注者との連絡調整並びに構成企業間の調整を行う者として統括責任者を定め、契約後7日以内に、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。その者を変更したときも同様とする。

- 2 統括責任者は、本事業全体の履行状況を総合的に把握し、設計管理技術者、現場代理人及び工事監理者との連絡調整を行うものとする。

- 3 統括責任者は、この契約の履行に関し、本事業全体の統轄を行うほか、契約金額の変更、契約金額の請求及び受領、第34条（業務関係者に関する措置請求）第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

- 4 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを統括責任者に委任

せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

### 第3章 設計その他各業務

(建設等業務及び情報ネットワーク環境構築業務の施工)

第18条 設計、仮設、施工方法その他事業目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この契約及び募集要項等に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定めることができる。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第19条 受注者は、本事業の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 受注者は、前項の主たる部分のほか、発注者が募集要項等及び事業提案書において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

3 受注者は、本事業の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が募集要項等及び事業提案書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

(監督員の立会い及び工事記録の整備等)

第20条 受注者は、募集要項等及び事業提案書において監督員の立会いの上調合し、又は調合について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調合し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。

2 受注者は、募集要項等及び事業提案書において監督員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。

3 受注者は、前2項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて募集要項等及び事業提案書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調合又は工事の施工をするときは、募集要項等及び事業提案書に定めるところにより、当該見本又は工事写真等の記録を工事現場に整備し、監督員の請求があつたときは、当該請求を受けた日から7日以内にこれを提出しなければならない。

4 監督員は、受注者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内にこれに応じなければならない。

5 前項の場合において、監督員が正当な理由なく受注者の請求に7日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受注者は、監督員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調合して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調合又は当該工事の施工を適切に行つたことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があつたときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。

6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録

の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

(設計貸与品等、支給材料及び貸与品)

第 21 条 発注者が受注者に設計業務のために貸与し、又は支給する調査機械器具、図面その他設計業務に必要な物品等（以下「設計貸与品等」という。）、並びに工事監理業務のために支給する工事材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する建設機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、募集要項等及び設計図書で定めるところによる。

- 2 監督員は、設計貸与品等、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該設計貸与品等、支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が募集要項等及び事業提案書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めたときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、設計貸与品等、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から 7 日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 受注者は、設計貸与品等、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該設計貸与品等、支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関しこの契約の内容に適合しないこと（第 2 項の検査により発見することが困難であつたものに限る。）などがあり使用に適当でないと認めたときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 5 発注者は、受注者から第 2 項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該設計貸与品等、支給材料又は貸与品に代えて他の設計貸与品等、支給材料又は貸与品を引渡すものとする。この場合において、設計貸与品等、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能を変更した理由を明示した書面により、当該設計貸与品等、支給材料又は貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。
- 6 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、設計貸与品等、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 発注者は、前 2 項の場合において、必要があると認められるときは事業期間若しくは契約金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 8 受注者は、設計貸与品等、支給材料又は貸与品を善良な管理者の注意をもつて管理しなければならない。
- 9 受注者は、募集要項等及び事業提案書に定めるところにより、設計業務の完了、工事の完成又は募集要項等及び事業提案書の変更等によつて不要となつた設計貸与品等、支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。
- 10 受注者は、故意又は過失により設計貸与品等、支給材料又は貸与品が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となつたときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

- 11 受注者は、設計貸与品等、支給材料又は貸与品の使用方法が募集要項等及び事業提案書に明示されていないときは、監督員の指示に従わなければならない。

（工事用地の使用等）

第 22 条 受注者は、本施設に係る事業対象地（以下「工事用地」という。）を、本事業の実施に際して使用することができる。

- 2 受注者は、工事用地を善良な管理者の注意をもつて管理しなければならない。
- 3 本施設の完成等によつて工事用地が不用となつた場合において、当該工事用地に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地の修復若しくは取り片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わつて当該物件を処分し、工事用地の修復若しくは取り片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取り片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取り片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 5 第 3 項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

（設計管理技術者及び主任担当技術者）

第 23 条 受注者は、設計等業務着手前に、設計等業務の技術上の管理及び統括を行う設計管理技術者並びに各分野における設計の技術上の統轄を行う各主任担当技術者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。

- 2 主任担当技術者は、設計等業務の実施に際し、自らの担当分野における設計の技術上の統轄を行うものとする。
- 3 主任担当技術者については、「総合と構造」「電気と機械」の分野に限り兼務して良いものとする。

（事前調査）

第 24 条 受注者は、次の各号の業務着手にあたり、受注者の費用により次の調査（以下「受注者事前調査」という。）を行うものとし、受注者事前調査の結果を踏まえて各業務を遂行するものとする。

- (1) 設計業務：電波障害調査、現況測量、地質調査、樹木調査等必要な調査（発注者の提供する資料では不足する場合）
- (2) 建設工事：周辺家屋調査等必要な調査
- (3) 解体工事：アスベスト等必要な調査（必要に応じ）

- 2 受注者は、前項の調査の結果を、速やかに発注者に報告するものとする。

- 3 第1項第3号においてアスベスト等の存在が明らかになった場合には各種法令に従い適切に処理するものとする。

（許認可及び届出等）

- 第25条 受注者は、設計業務計画書に記載のスケジュールに従い、第3項の規定による場合を除き、本事業を実施するために必要となる一切の許認可の取得及び届出、その他の手続を、自己の責任及び費用において行わなければならない。
- 2 発注者は、受注者が発注者に対して協力を求めた場合、前項に定める受注者の許認可の取得及び届出のために必要な協力を行うものとする。
- 3 発注者が本事業に関連して許認可の取得又は届出等、手続を行う必要がある場合であつて、発注者が受注者に対して協力を求めた場合、受注者は、発注者による許認可の取得及び届出等に必要な資料の提出等について協力するものとする。
- 4 受注者は、発注者が請求したときには、直ちに許認可等に関する書類の写しを発注者に提出するものとする。

（履行報告）

- 第26条 受注者は、募集要項等に基づき、この契約の履行について発注者に定期的に報告しなければならない。当該報告については募集要項等によるものとする。

（設計等業務に係る提出及び確認）

- 第27条 受注者は、設計等業務（工事監理業務を除く。以下、本条において同じ。）を完了したときは、その旨を発注者に通知するとともに、募集要項等に規定する設計等業務の事業目的物及び当該事業目的物の納品書を発注者に提出し、発注者の確認を得なければならない。
- 2 発注者は、前項の規定による通知及び提出を受けたときは、通知及び提出を受けた日から10日以内に受注者の立会いの上、募集要項等及び事業提案書に定めるところにより、設計等業務の完了を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 前項の確認及び通知をもつて、発注者に設計等業務の事業目的物の引渡しがあつたものとする。
- 4 受注者は、設計等業務が前2項の確認で指摘があつた場合は、直ちに修補をして発注者の確認を受けなければならない。この場合において、修補の完了を設計等業務の完了とみなして前3項の規定を準用する。

（現場代理人及び監理技術者等）

- 第28条 受注者は、建設等業務及び情報ネットワーク環境構築業務ごとに、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、募集要項等の定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも、同様とする。
- (1) 現場代理人
- (2) 主任技術者（建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第1項に規定する「主任技

術者」をいう。以下同じ。)又は監理技術者(建設業法第26条第2項に規定する「監理技術者」をいう。以下同じ。)

また、同条第3項本文に該当する場合は専任の技術者とする。

- 2 現場代理人は、建設業務その他施工に係る各種工事の全体を総合的に把握、管理し、個別の各業務間の連絡・調整等を適切に行うものとする。
- 3 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、契約金額の変更、契約金額の請求及び受領、第34条(業務関係者に関する措置請求)第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく建設等業務及び情報ネットワーク環境構築業務に係る受注者の一切の権限を行使することができる。
- 4 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。
- 5 受注者は、第3項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

(下請負人の健康保険等加入義務等)

第29条 受注者は、次の各号に掲げる届出をしていない建設業者(建設業法第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。)を下請契約(受注者が直接締結する下請契約に限る。以下この条において同じ。)の相手方としてはならない。

- (1) 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出
  - (2) 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出
  - (3) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出
- 2 前項の規定にかかわらず、受注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、社会保険等未加入建設業者を下請契約の相手方とすることができる。
- (1) 当該社会保険等未加入建設業者と下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合
  - (2) 発注者の指定する期間内に、当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類を受注者が発注者に提出した場合

(工事材料の品質及び検査等)

第30条 工事材料の品質については、募集要項等及び事業提案書に定めるところによる。募集要項等及び事業提案書にその品質が明示されていない場合にあつては、中等の品質を有するものとする。

- 2 受注者は、募集要項等及び事業提案書において監督員の検査(確認を含む。以下この条において同じ。)を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用

は、受注者の負担とする。

- 3 監督員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 4 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督員の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。
- 5 受注者は、前項の規定にかかわらず、第2項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

#### (工事監理)

- 第31条 受注者は、建築基準法の定めに従い、工事監理業務の着手の前に、自らの責任及び費用により、工事監理者を設置するものとする。受注者は工事監理者をして、自らの責任において、工事を設計図書と照合させ、それが設計図書のとおりに実施されているか確認させなければならない。
- 2 建設業務を担当する構成企業は、当該建設業務に係る工事監理業務を担当することができない。また、工事監理者は、当該建設業務を担当する構成企業の役員又は従業員であってはならない。
  - 3 受注者は、工事監理者をして、工事監理業務の着手前に工事監理計画書を発注者に提出し、発注者の確認を得なければならない。
  - 4 受注者は、工事監理者をして、定期的に、工事の進捗状況等を報告させなければならない。また、発注者は、受注者を通じて工事監理者に随時報告を求めることができるものとし、受注者は、工事監理者をして、受注者を通じ必要に応じ発注者に対して、工事監理の状況を報告させるものとする。
  - 5 受注者は、工事監理者をして、発注者が行う完成検査の2週間前までに、工事監理報告書及び事業提案書・要求水準書等との整合性確認結果報告書を発注者に提出させ、発注者の確認を得なければならない。事業提案書・要求水準書等との整合性確認結果報告書は、設計業務において作成した事業提案書・要求水準書等との整合性確認報告書に基づき、設計着手時から施工段階の経緯が分かる書式で作成するものとする。

#### (工事監理業務に係る提出及び確認)

- 第32条 受注者は、工事監理業務を完了したときは、その旨を発注者に通知するとともに、工事監理報告書、事業提案書・要求水準書等との整合性確認報告書その他募集要項等に定める事業目的物を発注者に提出し、発注者の確認を受けなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定による通知及び提出を受けたときは、通知及び提出を受けた日から10日以内に、募集要項等及び事業提案書に定めるところにより、工事監理業務の完了を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。
  - 3 前項の確認及び通知をもつて、発注者に工事監理業務に係る事業目的物の引渡しがあつたものとする。
  - 4 受注者は、工事監理業務が第2項の確認で指摘があつた場合は、直ちに修補、その他の措置を講じ、発注者の確認を受けなければならない。この場合において、修補、その他の

措置の完了を工事監理業務の完了とみなして前3項の規定を準用する。

(情報セキュリティ 情報ネットワーク環境構築業務)

第33条 受注者は、情報ネットワーク環境構築業務の実施に当たり、募集要項等及び事業提案書に定める情報セキュリティに関する基準その他発注者が指定する基準を遵守し、情報ネットワーク設備等に係る設定情報、認証情報その他の機密情報を適切に管理しなければならない。

- 2 受注者は、前項の情報について、情報ネットワーク環境構築業務の履行に必要な範囲を超えて複製、利用又は第三者に開示してはならない。
- 3 受注者は、情報セキュリティ事故、不正アクセス、情報の漏えい若しくは紛失その他これらのおそれのある事象が発生したときは、直ちに発注者に報告し、その指示に従い必要な措置を講じなければならない。
- 4 受注者は、本事業の完了又はこの契約の終了時に、発注者の指示に従い、保有する認証情報その他発注者が指定する情報を返還又は消去し、その結果を発注者に報告しなければならない。

#### 第4章 不可抗力事由又は法令改正等による契約内容の変更等

(業務関係者に関する措置請求)

第34条 発注者は、統括責任者、設計管理技術者及び主任担当技術者、現場代理人及び監理技術者等又は工事監理者（以下本条において「各責任者」という。）がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 2 発注者又は監督員は、各責任者その他受注者が本事業の実施に際して使用している受任者、下請負人又は労働者等でその職務の執行又は本事業の実施につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 3 受注者は、前2項の規定による請求があつたときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を、請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。
- 4 受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 5 発注者は、前項の規定による請求があつたときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を、請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

(募集要項等、事業提案書と設計業務の内容が一致しない場合の修補業務)

第35条 受注者は、設計業務の内容が募集要項等、事業提案書又は発注者の指示若しくは発注者と受注者との協議の内容に適合しない場合には、これらに適合するよう必要な修補を行わなければならない。この場合において、当該不適合が発注者の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるとき

に限り、事業期間若しくは契約金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（募集要項等及び事業提案書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等）

第 36 条 受注者は、工事の施工部分が募集要項等及び事業提案書に適合しない場合において、監督員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときに限り事業期間若しくは契約金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

2 監督員は、受注者が第 30 条（工事材料の品質及び検査等）第 2 項又は第 20 条（監督員の立会い及び工事記録の整備等）第 1 項から第 3 項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。

3 前項に規定するほか、監督員は、工事の施工部分が募集要項等及び事業提案書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。

4 前 2 項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。

（条件変更等）

第 37 条 受注者は、受注者事前調査、設計業務の実施又は工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

(1) 募集要項等及び事業提案書を構成する各書面が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。

(2) 募集要項等及び事業提案書に誤謬又は脱漏があること。

(3) 募集要項等及び事業提案書の表示が明確でないこと。

(4) 設計業務の履行上の制約、既存施設の状態、施工上の制約等募集要項等及び事業提案書に示された自然的又は人為的な履行条件又は施工条件と実際の履行条件又は工事現場が一致しないこと。

(5) 募集要項等及び事業提案書で明示されていない履行条件又は施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、当該調査の終了後 14 日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

- 4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、募集要項等及び事業提案書の訂正又は変更を行わなければならない。
- (1) 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し、募集要項等を変更又は訂正する必要があるものは発注者が行い、事業提案書を変更又は訂正する必要があるものは、発注者の指示に基づき受注者が行う。
  - (2) 第1項第4号又は第5号に該当し、事業目的物の変更を伴うもので、募集要項等を変更又は訂正する必要があるものは発注者が行い、事業提案書を変更又は訂正する必要があるものは、発注者の指示に基づき受注者が行う。
  - (3) 第1項第4号又は第5号に該当し、事業目的物の変更を伴わないものは、発注者と受注者とが協議して、募集要項等を変更又は訂正する必要があるものは発注者が行い、事業提案書を変更又は訂正する必要があるものは、発注者の指示に基づき受注者が行う。
- 5 発注者は、前項第2号及び第3号の規定に基づく募集要項等及び事業提案書の変更又は訂正を検討するに際して、受注者に対して、第1項第4号又は第5号に該当する事実に基づき必要となる対応の内容及び費用の増加額並びに本事業の内容のうち変更可能かつ費用が削減できる項目の変更内容及び費用の減少額をまとめた書面を作成することを要求することができ、受注者は、かかる要求を受け次第速やかに、当該書面を作成の上発注者に提出しなければならない。発注者は、当該書面の内容に合理的に満足しない場合、受注者に対して当該書面の訂正、変更又は差し替えを要求することができ、受注者は、当該要求に速やかに対応しなければならない。
- 6 第4項の規定により、募集要項等及び事業提案書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは事業期間若しくは契約金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

#### (募集要項等の変更)

第38条 発注者は、必要があると認めるときは、募集要項等の変更内容を受注者に通知して、募集要項等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは事業期間若しくは契約金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

#### (本事業に係る受注者の提案)

第39条 受注者は、募集要項等及び事業提案書について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、発注者に対して、当該発見又は発案に基づき募集要項等及び事業提案書の変更を提案することができる。

#### (本事業の中止)

第40条 不可抗力であつて受注者の責めに帰することができないものにより事業目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が本事業を実施できないと

認められるときは、発注者は、直ちに本事業の中止内容を受注者に通知して、本事業の全部又は一部の実施を一時中止させなければならない。

2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、本事業の中止内容を受注者に通知して、本事業の全部又は一部の実施を一時中止させることができる。

3 発注者は、前2項の規定により本事業の実施を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは事業期間若しくは契約金額を変更し、又は受注者が当該本事業の続行に備え工事現場を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の当該本事業の実施の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

#### （著しく短い事業期間の禁止）

第41条 発注者は、事業期間の延長又は短縮を行うときは、本事業に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により本事業の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

#### （受注者の請求による事業期間の延長）

第42条 受注者は、天候の不良、第82条（関連工事の調整）の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰することができない事由により事業期間内に本事業を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に事業期間の延長変更を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があつた場合において、必要があると認められるときは、事業期間を延長しなければならない。この場合において、その事業期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は契約金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

#### （発注者の請求による事業期間の短縮等）

第43条 発注者は、特別の理由により事業期間を短縮する必要があるときは、事業期間の短縮変更を受注者に請求することができる。

2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは契約金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

#### （事業期間の変更方法）

第44条 事業期間の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が事業期間の変更事由が生じた日（第42条（受注者の請求による事業期間の延長）の場合にあつては、発注者が事業期間変更の請求を受けた日、前条の場合にあつては、受注者が事業期間変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することが

できる。

- 3 発注者は、第1項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったこと又は当該協議に関して受注者が第84条（あつせん又は調停）に規定するあつせん若しくは調停を請求したこと又は第85条（仲裁）に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

#### （契約金額の変更方法等）

- 第45条 契約金額の変更については、発注者と受注者とは協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が調わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が契約金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
  - 3 前条第3項の規定は、第1項の協議について準用する。
  - 4 この契約の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とは協議して定める。

#### （賃金又は物価の変動に基づく契約金額の変更）

- 第46条 発注者又は受注者は、事業期間内で設計等業務（工事監理業務を除く。以下、本条において同じ。）完了の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により契約金額が不相当となつたと認めたときは、相手方に対して契約金額の変更を請求することができる。ただし、残事業期間が2箇月未満の場合は、この限りではない。
- 2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があつたときは、変動前残工事代金額（別紙1に定める契約金額改定の対象となる費用のうち、当該請求時の出来形部分に相応する契約金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の1000分の15を超える額につき、契約金額の変更に応じなければならない。
  - 3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあつた日を基準とし、別紙1に示す物価指数等に基づき発注者と受注者とは協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が調わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
  - 4 第1項の規定による請求は、本条の規定により契約金額の変更を行つた後再度行うことができる。この場合においては、同項中「設計等業務完了の日」とあるのは、「直前の本条に基づく契約金額変更の基準とした日」とするものとする。
  - 5 特別な要因により事業期間内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、契約金額が不相当となつたときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、契約金額の変更を請求することができる。

- 6 予期することのできない特別の事情により、事業期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、契約金額が著しく不適當となつたときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、契約金額の変更を請求することができる。
- 7 前2項の場合において、契約金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が調わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行つた日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

#### （臨機の措置）

- 第47条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督員の意見をきかなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 前項の場合においては、受注者は、そのとつた措置の内容を直ちに監督員に通知しなければならない。
  - 3 監督員は、災害防止その他本事業の実施上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
  - 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとつた場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が契約金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。

#### （一般的損害）

- 第48条 事業目的物の引渡し前に、事業目的物又は工事材料について生じた損害その他本事業の実施に関して生じた損害（次条第1項若しくは第2項又は第50条（不可抗力による損害）第1項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（第8条（保険等）第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき理由により生じたものについては、発注者が負担する。

#### （第三者に及ぼした損害）

- 第49条 本事業の実施について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（第8条（保険等）第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。
- 2 前項の規定にかかわらず、本事業の実施に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損

害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち本事業の実施につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠つたことにより生じたものについては、受注者が負担する。

- 3 前2項の場合その他本事業の実施について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

#### (不可抗力による損害)

第50条 事業目的物の引渡し前に、不可抗力により、事業目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害を生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠つたことに基づくもの及び第8条（保険等）第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。

- 3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。

- 4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額（事業目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であつて第30条（工事材料の品質及び検査等）第2項、第20条（監督員の立会い及び工事記録の整備等）第1項若しくは第2項又は第61条（部分払）第3項の規定による検査、立会いその他受注者の本事業に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（第6項において「損害合計額」という。）のうち契約金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。

- 5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。

##### (1) 事業目的物に関する損害

損害を受けた事業目的物に相応する契約金額とし、残存価値がある場合には、その評価額を差し引いた額とする。

##### (2) 工事材料に関する損害

損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する契約金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

##### (3) 仮設物又は建設機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から、損害を受けた時点における事業目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要

する費用の額の累計」と、「契約金額の100分の1を超える額」とあるのは「契約金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

（法令変更への対応）

第51条 発注者又は受注者は、この契約の締結後の法令等変更により、この契約等に基づく自己の債務をこの契約どおりに履行することができなくなつたとき、又は義務の履行はできるが、受注者に追加費用が発生したときは、その内容の詳細を記載した書面をもつて直ちにこれを相手方に通知（以下本条及び次条（法令変更を受けての協議）において「履行不能通知」という。）し、当該債務が法令変更により履行不能であるとの相手方の確認を得るものとする。当該履行不能通知を受けた相手方は、速やかに確認結果を通知（以下本条において「履行不能確認通知」という。）するものとする。

2 前項の履行不能通知を行つた者は、通知を発した日以降、この契約等に基づく義務を履行することが法令等に違反する限度においてこの契約等に基づく履行期日における履行義務を免れ、同時に当該義務に対応する契約金額支払請求権も消滅するものとする。ただし、発注者及び受注者は、法令変更により相手方に発生する追加費用及び損害を最小限にするよう努力しなければならない。

3 受注者が法令変更により業務の一部を実施できなかつた場合又は法令変更により業務の一部を実施する必要がなくなつた場合、発注者は受注者が当該業務を実施できなかつたこと等により免れた費用について、当該業務への契約金額から減額することができる。

（法令変更を受けての協議）

第52条 発注者又は受注者は、前条の規定による履行不能通知を受けた場合は、当該法令変更に対応するために、速やかにこの契約等の変更並びに追加費用及び損害の負担を含む対応方法について協議するものとする。かかる協議にもかかわらず、合意が成立しない場合は、発注者が法令変更に対する対応方法を受注者に対して通知し、受注者はこれに従い本事業を継続するものとする。この場合に受注者に生じた合理的な範囲の追加費用及び損害の負担は、次によるものとする。

- (1) 本事業に直接関わる法制度の新設、変更等（許認可・公的支援制度の新設、変更等を含む。）で受注者の費用に影響があるものは発注者が負担する。
- (2) 前号に該当しない営利法人一般に適用される税制その他の法令等の変更は受注者が負担する。

（法令変更による契約解除）

第53条 前条の規定にもかかわらず、この契約の締結後における法令変更により、発注者が本事業の継続が困難と判断した場合（法令変更によりこの契約等の履行のために多大な費用を要すると判断した場合を含む。）、発注者は、受注者に対して書面により通知した上でこの契約を解除することができる。

2 前項の規定に基づきこの契約が解除されたことによつて、受注者に生じた合理的な範囲の追加費用及び損害の負担は、前条各号によるものとする。

(契約金額の変更に代える募集要項等及び事業提案書の変更)

第 54 条 発注者は、第 14 条 (特許権等の使用)、第 21 条 (設計貸与品等、支給材料及び貸与品)、第 36 条 (募集要項等及び事業提案書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等) から第 40 条 (本事業の中止) まで、第 42 条 (受注者の請求による事業期間の延長)、第 43 条 (発注者の請求による事業期間の短縮等)、第 46 条 (賃金又は物価の変動に基づく契約金額の変更) から第 48 条 (一般的損害) まで、第 50 条 (不可抗力による損害)、第 51 条 (法令変更への対応)、第 57 条 (部分使用) 又は第 67 条 (前払金等の不払に対する事業中止) の規定により契約金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由がある (発注者が、第 37 条 (条件変更等) 第 5 項に基づき作成された書面の内容に沿った本事業の内容変更及び費用削減を行うことを選択した場合を含む。) ときは、契約金額の増額又は負担額の全部若しくは一部に代えて、募集要項等及び事業提案書を変更することができる。この場合において、募集要項等の変更は発注者が行い、事業提案書の変更は受注者が行うものとし、その内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が調わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が契約金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

## 第 5 章 契約金額の支払

(検査及び引渡し)

第 55 条 受注者は、建設等業務及び情報ネットワーク環境構築業務が完了したときは、それぞれ募集要項等及び事業提案書に従い、速やかに、自らの責任及び費用において、建築基準法その他関係法令に基づく各種検査、自主検査 (なお、受注者は、自主検査の結果に応じて、必要な修補を行わなければならない。) 及び本施設の設備等の試運転又は情報ネットワーク設備等の接続、通信、性能及び設定に係る試験等を実施し、その内容を発注者に検査済証その他の検査結果に関する書類の写しを添えて通知し、発注者の完成検査を受検しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、本施設を最小限度破壊して検査することができる。

- 2 受注者は、前項に基づく完成検査終了後、速やかに、本事業の業務完了通知書を発注者に提出の上、募集要項等及び事業提案書に従い、発注者に業務完了検査の申入れをしなければならない。
- 3 発注者は、前項の規定による業務完了検査の申入れを受けたときは、当該申入れを受けた日から 10 日以内に受注者の立会いの上、募集要項等及び事業提案書に従って、本事業の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。
- 4 発注者は、前項に定めるもののほか、工事施工の中途において特に必要があると認めら

れる場合には、発注者が別に定めるところにより、工事の施工の状況等の検査を行うことができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、本施設を最小限度破壊して検査することができる。

- 5 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 6 発注者は、第3項の完了検査によつて、業務の完了を確認した後、受注者が業務目的物の引渡しを申し入れた時は、直ちに当該業務目的物の引き渡しを受けなければならない。
- 7 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該業務目的物の引渡しを契約金額の支払の完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合において、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。
- 8 受注者は、第1項及び第3項の検査に合格しないときは、直ちに必要な措置を講じ、発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、当該措置の完了を業務の完了とみなして、前各項の規定を適用する。

#### (契約金額の支払)

第56条 受注者は、前条第3項の検査に合格したときは、契約金額の支払を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があつたときは、請求を受けた日から30日以内に契約金額を支払わなければならない。
- 3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第3項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を越えた日において満了したものとみなす。

#### (部分使用)

第57条 発注者は、第55条（検査及び引渡し）第6項の規定による引渡し前においても、本施設の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

- 2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもつて使用しなければならない。
- 3 発注者は、第1項の規定により本施設の全部又は一部を使用したことによつて受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

#### (前金払及び中間前金払)

第58条 受注者は、保証事業会社と、この契約記載の事業完了の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、契約金額の10分の3以内の前払金の支払を発注者に請求することができる。

- 2 受注者は、保証事業会社と、前項の前払金に追加してする中間前払金に関し、この契約書記載の事業完了の時期を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証書を発注者に

寄託して、契約金額の10分の2以内の中間前払金の支払を発注者に請求することができる。ただし、第61条（部分払）又は第65条（債務負担行為に係る契約の部分払の特則）の規定に基づく部分払を請求した後においては、これを請求することができない。

- 3 受注者は、第1項又は前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であつて、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。
- 4 発注者は、第1項及び第2項の規定による請求があつたときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。
- 5 受注者は、第2項の中間前払金の支払を請求しようとするときは、あらかじめ、発注者の認定を受けなければならない。この場合において、発注者は、受注者の請求があつたときは、直ちに認定に係る審査を行い、その結果を受注者に通知しなければならない。
- 6 受注者は、契約金額が著しく増額された場合においては、その増額後の契約金額に第1項の規定による割合で計算した額（第2項の規定により中間前払金の支払を受けているときは同項の規定による割合で計算した額を加算した額）から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払を請求することができる。この場合においては、第4項の規定を準用する。
- 7 受注者は、契約金額が著しく減額された場合においては、受領済みの前払金額が減額後の契約金額の10分の5（第2項の規定により中間前払金の支払を受けているときは、10分の6）を超えるときは、契約金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。ただし、当該期間内に第61条（部分払）又は第65条（債務負担行為に係る契約の部分払の特則）の規定による支払をしようとするときは、発注者は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。
- 8 受注者は、前項の期間内で前払金の超過額を返還する前にさらに契約金額が増額された場合において、増額後の契約金額が減額前の契約金額以上の額であるときは、その超過額を返還しないものとし、増額後の契約金額が減額前の契約金額未満の額であるときは、受領済みの前払金の額からその増額後の契約金額の10分の5（第2項の規定により中間前払金の支払を受けているときは、10分の6）の額を差し引いた額を返還しなければならない。
- 9 前2項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不適當であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、契約金額が減額された日から20日以内に協議が調わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 10 発注者は、受注者が第7項の期間内に超過額を返還しなかつたときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、この契約の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率（以下「財務大臣が定める率」という。）を乗じて計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

（保証契約の変更）

第 59 条 受注者は、前条第 6 項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

2 受注者は、前項に定める場合のほか、契約金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。

3 受注者は、第 1 項又は前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であつて、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

4 受注者は、前払金額の変更を伴わない事業期間の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

（前払金の使用等）

第 60 条 受注者は、前払金（中間前払金を除く。）を本事業の材料費、労務費、外注費、機械器具の賃借料、機械購入費（本事業において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料、保証料及び現場管理費並びに一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

2 前項の規定に基づき、前払金を現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に相当する額として必要な経費の支払に充当する場合には、当該支払に充当する額は、当該前払金の額の 100 分の 25 以内とする。

3 受注者は、中間前払金を本事業の材料費、労務費、外注費、機械器具の賃借料、機械購入費（本事業において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料、保証料及び現場管理費並びに一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

（部分払）

第 61 条 受注者は、本事業の完了前に、出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工場製品（募集要項等及び事業提案書で部分払の対象とすることを指定したもの及び第 30 条（工事材料の品質及び検査等）第 2 項の規定により監督員の検査に合格したものに限る。）に相応する契約金額相当額の 10 分の 9 以内の額について、次項以下に定めるところにより部分払を発注者に請求することができる。

2 事業期間中に部分払を請求することができる回数は、発注者と受注者とが協議して定める。

3 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分、工事現場に搬入済みの工事材料又は製造工場等にある工場製品の確認を発注者に請求しなければならない。

4 発注者は、前項の請求を受けた日から 14 日以内に、受注者の立会いの上、募集要項等及び事業提案書に定めるところにより、同項の確認のための検査を行い、当該確認の結果

を受注者に通知しなければならない。この場合において、当該確認の対象に工事の出来形部分が含まれるときは、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

5 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

6 受注者は、第4項の規定による確認があつたときは、部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から14日以内に部分払金を支払わなければならない。

7 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において第1項の契約金額相当額は、発注者と受注者とが協議して決める。ただし、発注者が前項の請求を受けた日から10日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分払金の額 $\leq$ 第1項の契約金額相当額 $\times (9/10 - \text{前払金額} / \text{契約金額})$

8 第6項の規定により部分払金の支払があつた後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項及び前項中「契約金額相当額」とあるのは「契約金額相当額から既に部分払の対象となつた契約金額相当額を控除した額」とするものとする。

(部分引渡し)

第62条 設計事業目的物について、発注者が募集要項等及び事業提案書において設計業務の完了に先立つて引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「設計事業目的物指定部分」という。）がある場合において、当該設計事業目的物指定部分の業務が完了したときは、第27条（設計等業務に係る提出及び確認）中「設計等業務」とあるのは「設計事業目的物指定部分に係る設計等業務」と、「事業目的物」とあるのは「設計事業目的物指定部分に係る事業目的物」と、第56条（契約金額の支払）中「契約金額」とあるのは「部分引渡しに係る契約金額」と読み替えて、これらの規定を準用する。

2 工事目的物について、発注者が募集要項等及び事業提案書において工事の完成に先立つて引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の工事が完了したときについては、第55条（検査及び引渡し）中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、「業務目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、同条第7項及び第56条（契約金額の支払）中「契約金額」とあるのは「部分引渡しに係る契約金額」とそれぞれ読み替えて、これらの規定を準用する。

3 前2項の規定により準用される第56条（契約金額の支払）第1項の規定により請求することができる部分引渡しに係る契約金額は、次の式により算定する。この場合において、設計事業目的物指定部分及び指定部分（以下、「指定部分等」という。）に相応する契約金額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の規定により準用される第56条（契約金額の支払）第1項の請求を受けた日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分引渡しに係る契約金額 $=$ 指定部分等に相応する契約金額 $\times (1 - \text{前払金額} / \text{契約金額})$

(債務負担行為に係る契約の特則)

第 63 条 債務負担行為に係る契約において、各会計年度における契約金額の支払の限度額（以下「支払限度額」という。）及び支払限度額に対応する出来高予定額は、次のとおりとする。

| 年度       | 契約金額支払限度額（消費税込） | 出来高予定額（消費税込） |
|----------|-----------------|--------------|
| 令和 8 年度  | 円               | 円            |
| 令和 9 年度  | 円               | 円            |
| 令和 10 年度 | 円               | 円            |

- 2 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、第 1 項の支払限度額及び出来高予定額を変更することができる。

(債務負担行為に係る契約の前金払及び中間前金払の特則)

第 64 条 債務負担行為に係る契約の前金払及び中間前金払については、第 58 条（前金払及び中間前金払）中「この契約記載の事業完了の時期」とあるのは「この契約記載の事業完了の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあつては、各会計年度末）」と、同条及び第 59 条（保証契約の変更）中「契約金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額（前会計年度末における第 61 条（部分払）第 1 項の契約金額相当額（以下この条及び次条において「契約金額相当額」という。）が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額）」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、この契約を締結した会計年度（以下「契約会計年度」という。）以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金及び中間前払金の支払を請求することはできない。

- 2 前項の場合において、契約会計年度について前払金及び中間前払金を支払わない旨が募集要項等に定められているときには、同項の規定により準用される第 58 条（前金払及び中間前金払）第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度について前払金及び中間前払金の支払を請求することができない。
- 3 第 1 項の場合において、契約会計年度に翌会計年度分以降の前払金及び中間前払金を含めて支払う旨が募集要項等に定められているときには、同項の規定により準用される第 58 条（前金払及び中間前金払）第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度に翌会計年度以降に支払うべき前払金相当分及び中間前払金相当分（円以内）を含めて前払金及び中間前払金の支払を請求することができる。
- 4 第 1 項の場合において、前会計年度末における契約金額相当額が前会計年度までの出来高予定額の累計額に達しないときには、第 1 項において読み替えて準用する第 58 条（前金払及び中間前金払）第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、受注者は、契約金額相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金及び中間前払金の支払を請求することができない。
- 5 第 1 項の場合において、前会計年度末における契約金額相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金及び中間前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、第 59 条（保証契約の

変更) 第4項の規定を準用する。

(債務負担行為に係る契約の部分払の特則)

第65条 債務負担行為に係る契約において、前会計年度末における契約金額相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合においては、受注者は、当該会計年度の当初に当該超過額(次項において「出来高超過額」という。)について部分払を請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払を請求することはできない。

2 この契約において、前払金の支払を受けている場合の部分払金の額については、第61条(部分払)第7項及び第8項の規定にかかわらず、次の式により算定する。

部分払金の額  $\leq$  契約金額相当額  $\times 9/10$

— (前会計年度までの支払金額 + 当該会計年度の部分払金額)

— {契約金額相当額 − (前会計年度までの出来高予定額 + 出来高超過額)}

$\times$  当該会計年度前払金額 / 当該会計年度の出来高予定額

(第三者による代理受領)

第66条 受注者は、発注者の承諾を得て契約金額の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第56条(契約金額の支払)(第62条(部分引渡し))において準用する場合を含む。)又は第61条(部分払)(第65条(債務負担行為に係る契約の部分払の特則))に規定する場合を含む。)の規定に基づく支払をしなければならない。

(前払金等の不払に対する事業中止)

第67条 受注者は、発注者が第58条(前金払及び中間前金払)(第64条(債務負担行為に係る契約の前金払及び中間前金払の特則))において読み替えて準用する場合を含む。)、第61条(部分払)(第65条(債務負担行為に係る契約の部分払の特則))に規定する場合を含む。)又は第62条(部分引渡し)において準用される第56条(契約金額の支払)の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を求めたにもかかわらず支払をしないときは、本事業の全部又は一部を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定により受注者が本事業を中止した場合において、必要があると認められるときは事業期間若しくは契約金額を変更し、又は受注者が当該本事業の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の本事業の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

## 第6章 契約の終了等

### (契約不適合責任)

第 68 条 発注者は、引き渡された事業目的物が種類又は品質に関してこの契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は、履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第 1 項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて契約金額の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに契約金額の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 事業目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前 3 号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

### (契約不適合責任期間等)

第 69 条 発注者は、引き渡された事業目的物に関し、当該目的物について第 27 条（設計等業務に係る提出及び確認）第 3 項、第 32 条（工事監理業務に係る提出及び確認）第 3 項、第 55 条（検査及び引渡し）第 6 項若しくは第 7 項又は第 62 条（部分引渡し）の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から 2 年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から 1 年が経過する日まで請求等を行うことができる。

3 前 2 項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

4 発注者が第 1 項又は第 2 項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第 7 項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から 1 年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

5 発注者は、第 1 項又は第 2 項の請求等を行つたときは、当該請求等の根拠となる契約不

適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

- 6 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
- 7 民法第 637 条第 1 項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 8 発注者は、事業目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知つたときは、第 1 項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知つていたときは、この限りでない。
- 9 この契約が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）第 94 条第 1 項に規定する住宅新築請負契約である場合には、事業目的物のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成 12 年政令第 64 号）第 5 条に定める部分の瑕疵（構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。）について請求等を行うことのできる期間は、10 年とする。この場合において、前各項の規定は適用しない。
- 10 引き渡された事業目的物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその材料又は指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかつたときは、この限りでない。

#### （発注者の任意解除権）

- 第 70 条 発注者は、本施設が完成するまでの間は、次条、第 72 条（発注者の催告によらない解除権）の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。
- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

#### （発注者の催告による解除権）

- 第 71 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
- (1) 第 12 条（権利義務の譲渡等）第 4 項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。
  - (2) 正当な理由なく、本事業に着手すべき時期を過ぎても当該本事業に着手しないとき。
  - (3) 事業期間内に本事業が完了しないとき又は事業期間経過後相当の期間内に本事業を完了する見込みがないと認められるとき。
  - (4) 主任技術者又は第 28 条（現場代理人及び監理技術者等）第 1 項第 2 号に掲げる者を設置しなかつたとき。
  - (5) 正当な理由なく、第 68 条（契約不適合責任）第 1 項の履行の追完がなされないとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第 72 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第 12 条（権利義務の譲渡等）第 1 項の規定に違反して契約金額債権を譲渡したとき。
- (2) 第 12 条（権利義務の譲渡等）第 4 項の規定に違反して譲渡により得た資金を本事業の実施以外に使用したとき。
- (3) この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- (4) 引き渡された事業目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。
- (5) 受注者がこの契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (6) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (7) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (8) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (9) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に契約金額債権を譲渡したとき。
- (10) 第 75 条（受注者の催告による解除権）又は第 76 条（受注者の催告によらない解除権）の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (11) 受注者（代表企業、構成企業及び共同企業体であるときは、そのいずれかの者。以下、この号及び次号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
  - ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店若しくは常時建設コンサルタント業務の契約を締結する事務所・常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。
  - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を

加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等、直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、その者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかつたとき。

(12) 受注者がこの契約に関して、次のいずれかに該当したとき。

ア 受注者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条の規定に違反し、又は受注者が、構成事業者である事業者団体が独占禁止法第 8 条第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（独占禁止法第 8 条の 3 において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下この号において「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。以下この号において同じ。）。

イ 納付命令又は独占禁止法第 7 条若しくは第 8 条の 2 の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令の全てが確定した場合における当該命令をいう。以下この号において同じ。）において、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があつたとされたとき。

ウ ア及びイに規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があつたとされた期間及び当該違反する行為の対象となつた取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

エ 受注者（法人にあつては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治 40 年法律第

45号)第96条の6、第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第73条 前2条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(公共工事履行保証証券による保証の請求)

第74条 第11条(契約の保証) 第1項の規定によりこの契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証が付された場合において、受注者が第71条(発注者の催告による解除権)各号又は第72条(発注者の催告によらない解除権)各号のいずれかに該当するときは、発注者は、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人に対して、他の建設業者を選定し、工事を完成させるよう請求することができる。

2 受注者は、前項の規定により保証人が選定し、発注者が適当と認めた建設業者(以下この条において「代替履行業者」という。)から発注者に対して、この契約に基づく次の各号に定める受注者の権利及び義務を承継する旨の通知が行われた場合には、代替履行業者に対して当該権利及び義務を承継させるものとする。

- (1) 契約金債権(前払金若しくは中間前払金、部分払金又は部分引渡しに係る契約金として受注者に既に支払われたものを除く。)
- (2) 工事完成債務
- (3) 契約不適合を保証する債務(受注者が施工した出来形部分の契約不適合に係るものを除く。)
- (4) 解除権
- (5) その他この契約に係る一切の権利及び義務(第49条(第三者に及ぼした損害)の規定により受注者が施工した工事に関して生じた第三者への損害賠償債務を除く。)

(受注者の催告による解除権)

第75条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

第76条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第38条(募集要項等の変更)の規定により募集要項等を変更したため契約金額が

3分の2以上減少したとき。

- (2) 第40条(本事業の中止)の規定による本事業の中止期間が事業期間の10分の5(事業期間の10分の5が6月を超えるときは、6月)を超えたとき。ただし、中止が本事業の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の本事業が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第77条 第75条(受注者の催告による解除権)又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除に伴う措置)

第78条 発注者は、この契約が本事業の完了前に解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となつた工事材料の引渡しを受けけるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する契約金額を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

3 第1項の場合において、第58条(前金払及び中間前金払)(第64条(債務負担行為に係る契約の前金払及び中間前金払の特則)において準用する場合を含む。)の規定による前払金又は中間前払金があつたときは、当該前払金の額及び中間前払金の額(第61条(部分払)及び第65条(債務負担行為に係る契約の部分払の特則)の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金及び中間前払金の額を控除した額)を同項前段の出来形部分に相応する契約金額の合計額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額及び中間前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第71条(発注者の催告による解除権)、第72条(発注者の催告によらない解除権)又は次条第3項の規定によるときにあつては、その余剰額に前払金又は中間前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ支払遅延防止法第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率で計算した額の利息を付した額を、解除が第70条(発注者の任意解除権)、第75条(受注者の催告による解除権)又は第76条(受注者の催告によらない解除権)の規定によるときにあつては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。

4 受注者は、この契約が本事業の完了前に解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかつた部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

5 受注者は、この契約が本事業の完了前に解除された場合において、貸与品があるときは、

当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失し又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

- 6 受注者は、この契約が本事業の完了前に解除された場合において、工事用地に受注者が所有又は管理する調査機械器具、工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（受任者又は下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 7 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わつて当該物件を処分し、工事用地を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合において、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第71条（発注者の催告による解除権）、第72条（発注者の催告によらない解除権）又は次条第3項の規定によるときは発注者が定め、第70条（発注者の任意解除権）、第75条（受注者の催告による解除権）又は第76条（受注者の催告によらない解除権）の規定によるときは、受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。
- 9 本事業の完了後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従つて協議して決める。

（発注者の損害賠償請求等）

第79条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによつて生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 事業期間内に本事業を完了することができないとき。
  - (2) 事業目的物に契約不適合があるとき。
  - (3) 第71条（発注者の催告による解除権）又は第72条（発注者の催告によらない解除権）の規定により、本事業の完了後にこの契約が解除されたとき。
  - (4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従つた履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 第71条（発注者の催告による解除権）又は第72条（発注者の催告によらない解除権）の規定により本事業の完了前にこの契約が解除されたとき。
  - (2) 本事業の完了前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰す

べき事由によつて受注者の債務について履行不能となつたとき

- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があつた場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
  - (2) 受注者について更生手続開始の決定があつた場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
  - (3) 受注者について再生手続開始の決定があつた場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、契約金額から出来高部分に相応する契約金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、財務大臣が定める率を乗じて計算した額とする。
- 6 第2項の場合（第72条（発注者の催告によらない解除権）第9号及び第11号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第11条（契約の保証）の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもつて同項の違約金に充当することができる。

（談合等不正行為があつた場合の違約金等）

- 第80条 受注者は、受注者がこの契約に関して第72条（発注者の催告によらない解除権）第12号のいずれかに該当したときは、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、また、本事業の完了の前後を問わず、契約金額の100分の15に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、同号ア又はイのいずれかに該当した場合であつて、排除措置命令の対象となる行為が不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売であるときその他発注者が特に認めるときは、この限りでない。
- 2 前項の場合において、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項に規定する契約金額の100分の15に相当する額の違約金に代えて、契約金額の100分の20に相当する額の違約金を発注者に支払わなければならない。
- (1) 第72条（発注者の催告によらない解除権）第12号アに規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3の規定の適用があるとき。
  - (2) 第72条（発注者の催告によらない解除権）第12号イに規定する納付命令若しくは排除措置命令又は同号エに規定する刑に係る確定判決において、受注者が違反行為の首謀者であることが明らかになつたとき。
  - (3) 第72条（発注者の催告によらない解除権）第12号エに該当する場合であつて、同号アに規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第7条の3の

規定の適用があるとき。

- (4) 受注者がこの契約に係る本事業の受注に関し、独占禁止法等に抵触する違反行為は行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 前2項の場合において、受注者のうち構成企業が共同企業体であつて既に解散されているときは、発注者は、代表者であつた者又は構成員であつた者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、代表者であつた者及び構成員であつた者は、連帯して前2項の額を発注者に支払わなければならない。
- 4 受注者は、契約の履行を理由として、第1項及び第2項の違約金を免れることができない。
- 5 第1項又は第2項の規定は、発注者に生じた実際の損害額がこれらの項に規定する違約金の額を超える場合においては、超過分について発注者が受注者に賠償を請求することを妨げるものではない。

(受注者の損害賠償請求等)

第81条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによつて生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第75条(受注者の催告による解除権)又は第76条(受注者の催告によらない解除権)の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従つた履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 第56条(契約金額の支払)第2項(第62条(部分引渡し)において準用する場合を含む。)の規定による契約金額の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、財務大臣が定める率を乗じて計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

## 第7章 その他

(関連工事の調整)

第82条 発注者は、受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

(賠償金等の徴収)

第83条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から契約金額の支払の日まで財務大臣が定める率を乗じて計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき契約金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

- 2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき財務大臣が定める率を乗じて計算した額の延滞金を徴収する。

(あつせん又は調停)

第 84 条 この契約の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が調わなかつたときに発注者が定めたものに対し、受注者が不服ある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争が生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による茨城県建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）のあつせん又は調停によりその解決を図る。

- 2 前項の規定にかかわらず、統括責任者、設計管理技術者及び主任担当技術者、現場代理人及び監理技術者等又は工事監理者（以下本条において「各責任者」という。）の職務執行に関する紛争、各責任者その他受注者が本事業の実施に際して使用している受任者、下請負人、労働者等の職務の執行又は本事業の実施に関する紛争及び監督員の職務執行に関する紛争については、第 34 条（業務関係者に関する措置請求）第 3 項の規定により受注者が決定を行つた後若しくは同条第 5 項の規定により発注者が決定を行つた後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第 3 項若しくは第 5 項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあつせん又は調停を請求することができない。

(仲裁)

第 85 条 発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の審査会のあつせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、同条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

(相殺)

第 86 条 発注者は、この契約に関して、受注者に対して有する金銭債権があるときは、受注者が発注者に対して有する保証金返還請求権、契約金額請求権及びその他の債権と相殺し、不足があるときはこれを追徴する。

(情報通信の技術を利用する方法)

第 87 条 この契約において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電磁的方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は、書面の交付に準ずるものでなければならない。

## 第 8 章 雑則

(請求、通知等その他)

第 88 条 この契約に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除（以下「催告等」という。）は、書面により行わなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、当該催告等を口頭で行うことができる。この場合におい

て、発注者及び受注者は、既に行つた催告等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。

- 2 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、この契約に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるところによるものとする。
- 3 この契約における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 4 この契約の履行に関して用いる時刻は日本標準時とする。
- 5 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 6 この契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

（定めのない事項）

第89条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

（準拠法）

第90条 この契約は、日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従つて解釈される。

（管轄裁判所）

第91条 この契約に起因する紛争に関する訴訟については、日本国の裁判所をもつて合意による専属的管轄裁判所とする。

## 備考

- 1 この事業に伴い工事現場から建設発生土を搬出する予定である場合は、頭書中「5 契約保証金」とあるのは、

「5 契約保証金

6 建設発生土の搬出先等

建設発生土の搬出先については募集要項等とし、募集要項等に建設発生土の搬出先の名称に定めるとおり

及び所在地を定める。

なお、この事業が資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）の規定により再生資源利用促進計画の作成を要する工事である場合は、受注者は、事業の施工前に発注者に再生資源利用促進計画を提出し、その内容を説明しなければならず、事業の完成後に発注者から請求があつたときは、その実施状況を発注者に報告しなければならない。

- 2 事業が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条第1項に規定する対象建設工事である場合は、頭書中「5 契約保証金」とあるのは、

「5 契約保証金

6 解体工事に要する費用等

(1) 解体工事に要する費用

(2) 再資源化等に要する費用

(3) 分別解体等の方法

(4) 再資源化等をする施設の名称及び所在地

別紙のとおり

とする。

別紙は、備考別表1から備考別表3までのうち該当するものを使用して作成する。

- 3 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成19年法律第66号）第2条第5項に規定する特定住宅瑕疵担保責任を履行するため、住宅建設瑕疵担保責任保険に加入する場合には、頭書中「5 契約保証金」とあるのは、

「5 契約保証金

6 住宅建設瑕疵担保責任保険

(1) 保険法人の名称 とする。

(2) 保険金額

(3) 保険期間

また、住宅建設瑕疵担保保証金の供託を行う場合は、受注者は、供託所の所在地及び名称並びに共同請負のときにあつては建設瑕疵負担割合を記載した書面を発注者に交付し、説明しなければならない。

- 4 募集要項等により工事を施工しない日及び工事を施工しない時間帯が定められている場合は、頭書中「3 事業期間」とあるのは、

「3 事業期間

- (1) 事業
  - (2) 事業を実施しない日
  - (3) 事業を実施しない時間帯
- とする。

5 電磁的方法により契約を締結する場合は、頭書中「本書 通を作成し、当事者記名押印のうえで、各自 1 通」とあるのは、「電磁的記録を作成し、発注者及び受注者が合意の後、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第 2 条第 1 項に規定する電子署名を行い、それぞれ当該電磁的記録」とする。

6 その他この契約書は、契約の内容に応じて適宜補正して使用することができる。

#### 付 則

受注者は、茨城県建設工事等請負業者指名停止等措置要領別表第 1 第 9 号に該当した場合は、発注者の請求に基づき、違約罰として、最終の契約金額の 10 分の 1 に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

備考別表 1

建築物に係る解体工事

- 1 解体工事に要する費用（直接工事費） 円（消費税及び地方消費税を除く。）

- 注 1 解体工事に伴う分別解体及び積込みに要する費用を記載すること。  
2 仮設費及び運搬費は含まないこと。

- 2 再資源化等に要する費用（直接工事費） 円（消費税及び地方消費税を除く。）

- 注 運搬費を含むこと。

3 分別解体等の方法

| 工程<br>ごとの<br>作業<br>内容及<br>解体<br>方法 | 工 程                | 作 業 内 容                                                                  | 分別解体等の方法                                                                            |
|------------------------------------|--------------------|--------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
|                                    | (1) 建築設備・<br>内装材等  | 建築設備・内装材等の取り外し<br><input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無  | <input type="checkbox"/> 手作業<br><input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用<br>併用の場合の理由（ ） |
|                                    | (2) 屋根ふき材          | 建築設備・内装材等の取り外し<br><input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無  | <input type="checkbox"/> 手作業<br><input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用<br>併用の場合の理由（ ） |
|                                    | (3) 外装材・上部<br>構造部分 | 外装材・上部構造部分の取り壊し<br><input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 | <input type="checkbox"/> 手作業<br><input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用                |
|                                    | (4) 基礎・基礎<br>ぐい    | 基礎・基礎ぐいの取り壊し<br><input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無    | <input type="checkbox"/> 手作業<br><input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用                |
|                                    | (5) その他<br>( )     | その他の取り壊し<br><input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無        | <input type="checkbox"/> 手作業<br><input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用                |

- 注 1 ☐欄は、該当箇所に「レ」を付すこと。  
2 分別解体等の方法の欄は、該当する場合のみ記載すること。

4 再資源化等をする施設の名称及び所在地

| 特定建設資材廃棄物の種類 | 施設の名称 | 所 在 地 |
|--------------|-------|-------|
|              |       |       |
|              |       |       |
|              |       |       |
|              |       |       |

備考別表2

建築物に係る新築工事等（新築・増築・修繕・模様替）

1 解体工事に要する費用（直接工事費） なし

2 再資源化等に要する費用（直接工事費） 円（消費税及び地方消費税を除く。）

注 運搬費を含むこと。

3 分別解体等の方法

| 工程<br>ごとの<br>作業<br>内容及<br>解体<br>方法 | 工 程            | 作 業 内 容                                                               | 分別解体等の方法                                                             |
|------------------------------------|----------------|-----------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|
|                                    | (1) 造成等        | 造成等の工事<br><input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無       | <input type="checkbox"/> 手作業<br><input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 |
|                                    | (2) 基礎・基礎ぐい    | 基礎・基礎ぐいの取り壊し<br><input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 | <input type="checkbox"/> 手作業<br><input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 |
|                                    | (3) 上部構造部分・外装  | 上部構造部分・外装の工事<br><input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 | <input type="checkbox"/> 手作業<br><input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 |
|                                    | (4) 屋根         | 屋根の工事<br><input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無        | <input type="checkbox"/> 手作業<br><input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 |
|                                    | (5) 建築設備・内装等   | 建築設備・内装等の工事<br><input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無  | <input type="checkbox"/> 手作業<br><input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 |
|                                    | (6) その他<br>( ) | その他の工事<br><input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無       | <input type="checkbox"/> 手作業<br><input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 |

注 1 ☐欄は、該当箇所に「レ」を付すこと。

2 分別解体等の方法の欄は、該当する場合のみ記載すること。

4 再資源化等をする施設の名称及び所在地

| 特定建設資材廃棄物の種類 | 施設の名称 | 所 在 地 |
|--------------|-------|-------|
|              |       |       |
|              |       |       |
|              |       |       |
|              |       |       |

備考別表 3

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等）

- 1 解体工事に要する費用（直接工事費） 円（消費税及び地方消費税を除く。）

- 注 1 解体工事の場合のみ記載すること。  
2 解体工事に伴う分別解体及び積込みに要する費用を記載すること。  
3 仮設費及び運搬費は含まないこと。

- 2 再資源化等に要する費用（直接工事費） 円（消費税及び地方消費税を除く。）

- 注 運搬費を含むこと。

3 分別解体等の方法

| 工程<br>ごとの<br>作業<br>内容<br>及び<br>解体<br>方法 | 工 程            | 作 業 内 容                                                           | 分別解体等の方法                                                             |
|-----------------------------------------|----------------|-------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|
|                                         | (1) 仮設         | 仮設工事<br><input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無     | <input type="checkbox"/> 手作業<br><input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 |
|                                         | (2) 土工         | 土工事<br><input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無      | <input type="checkbox"/> 手作業<br><input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 |
|                                         | (3) 基礎         | 基礎工事<br><input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無     | <input type="checkbox"/> 手作業<br><input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 |
|                                         | (4) 本体構造       | 本体構造の工事<br><input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無  | <input type="checkbox"/> 手作業<br><input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 |
|                                         | (5) 本体付属品      | 本体付属品の工事<br><input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 | <input type="checkbox"/> 手作業<br><input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 |
|                                         | (6) その他<br>( ) | その他の工事<br><input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無   | <input type="checkbox"/> 手作業<br><input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 |

- 注 1 ☐欄は、該当箇所に「レ」を付すこと。  
2 分別解体等の方法の欄は、該当する場合のみ記載すること。

4 再資源化等をする施設の名称及び所在地

| 特定建設資材廃棄物の種類 | 施設の名称 | 所 在 地 |
|--------------|-------|-------|
|              |       |       |
|              |       |       |
|              |       |       |
|              |       |       |

様式第3号（第85条）

[表面]

仲 裁 合 意 書

事 業 名

事業場所

年 月 日に締結した上記事業契約に関する紛争については、発注者及び受注者は、建設業法（昭和24年法律第100号）に規定する下記の建設工事紛争審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

管轄審査会名

建設工事紛争審査会

年 月 日

発注者

印

受注者

印

[裏面]

仲裁合意書について

1) 仲裁合意について

仲裁合意とは、裁判所への訴訟に代えて、紛争の解決を仲裁人に委ねることを約する当事者間の契約である。

仲裁手続によつてなされる仲裁判断は、裁判上の確定判決と同一の効力を有し、たとえその仲裁判断の内容に不服があつても、その内容を裁判で争うことはできない。

2) 建設工事紛争審査会について

建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）は、事業契約に関する紛争の解決を図るため建設業法に基づいて設置されており、同法の規定により、あつせん、調停及び仲裁を行う権限を有している。また、中央建設工事紛争審査会（以下「中央審査会」という。）は国土交通省に、都道府県建設工事紛争審査会（以下「都道府県審査会」という。）は各都道府県にそれぞれ設置されている。審査会の管轄は、原則として、請負者が国土交通大臣の許可を受けた建設業者であるときは中央審査会、都道府県知事の許可を受けた建設業者であるときは当該都道府県審査会であるが、当事者の合意によつて管轄審査会を定めることもできる。

審査会による仲裁は、3人の仲裁委員が行い、仲裁委員は、審査会の委員又は特別委員のうちから発注者及び受注者双方の合意によつて選定した者につき、審査会の会長が指名する。また、仲裁委員のうち少なくとも1人は、弁護士法（昭和24年法律第205号）の規定により弁護士となる資格を有する者である。

なお、審査会における仲裁手続は、建設業法に特別の定めがある場合を除き、仲裁法（平成15年法律第138号）の規定が適用される。

## 別紙1 契約金額の改定

### 1 対象となる費用

対象となる費用は、契約金額を構成する建設等業務及び情報ネットワーク環境構築業務に関する費用のうち「工事」に要する費用のみとする。

なお、建設工事に伴う什器備品の調達・設置に要する費用は対象外とする。

### 2 基準となる指標

物価変動による、「工事」に要する費用の改定に使用する指標は下表のとおりとする。

#### ■基準となる指標

| 費用         | 基準となる指標                                   |
|------------|-------------------------------------------|
| 「工事」に要する費用 | 「建設工事費デフレーター」(国土交通省)<br>・工事類別:「S 事務所・その他」 |

※ 上記の指標は、受注者と発注者の協議により、発注者が認めた場合に限り、変更することも可能とする。

(本頁以下余白)